

仕 様 書

機器の名称	レーダー式車両走行速度測定装置	
機器の規格	JMA-600（日本無線株式会社製）	
機器の構成	JMA-600	2式
オプション	ハンディレシーバー	2式
	操作ボタン	2式

- 1 極めて正確な速度測定が可能であること。
※ 道路交通法違反（速度超過）として検挙し、罰金等の処分を科すことから車両速度の測定にあたっては極めて高度な正確性が求められるため。
- 2 電波の連続送信及び間欠送信が可能であること。
※ 電波の発射が自動・手動の双方で可能であり、レーダ探知機を搭載し速度取締りをかいくぐりながら走行している悪質違反者の取締りにも対応できるため。
- 3 連絡用無線機に秘話装置が内蔵されていること。
※ 時として警察情報を含む無線内容を第三者に傍受されることを防止するため。
- 4 公判を念頭に置いた取締りが可能であること。
※ 否認事件が多い昨今、上記機器メーカーには公判担当者が存在することから、現場警察官が、公判でも十分耐えうることのできる取締りを自信を持ってできるため。
- 5 操作が簡易でかつ性能が優れていること。
※ 極めて高度な機器であるが、取扱いが容易であり、初めて機器を操作する者でもその習熟にさほど時間を要さないため。
- 6 速度測定結果が、プリンタにより印字できること。
※ 速度測定の都度、測定結果がリアルタイムで印字されることから、速やかな証拠保全、立証措置が可能であるため。
- 7 小型・軽量で可搬性に優れていること。
※ 使用目的別に機器が分別され、軽量、コンパクトであることから小型車両にも積載可能であり可搬性に優れているため。
- 8 保守点検の体制等が万全であること。
- 9 機器に点検成績書が付属していること。
※ 否認事件等から公判に至った場合は、機器の精度に異常がなかったことの裏付資料として「点検成績書」が必要不可欠であるため。
- 10 納入場所
交通指導課
- 11 納期
令和9年3月12日（金）